

## 公 示 書

農林水産研修所つくば館水戸ほ場の所定の場所において、有償により国有財産の使用許可を受け、飲料自動販売機の設置から商品の販売、管理まで総合的に運営する者に係る企画競争に関する公示

下記のとおり公示に付する。

### 記

#### 1 公示に付する事項

- (1) 件名  
農林水産研修所つくば館水戸ほ場庁舎内飲料自動販売機の設置・管理運営業務
- (2) 募集事業者数  
1社(者)
- (3) 業務開始予定日(国有財産使用許可開始予定日)  
平成31年4月1日
- (4) 業務の根拠  
「国有財産法」(昭和23年法律第73号)及び「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」(昭和33年1月7日付け蔵管第1号大蔵省管財局長通達)(以下「蔵管第1号」という。)に基づく国有財産使用許可による。  
なお、蔵管第1号の規定に基づき、国有財産の使用料の額の提案を求め、選定基準の一つとする。

#### 2 応募者の資格

- (1) 優良な販売商品及び良質なサービスを提供できる能力を有する者であること。
- (2) 公示日において、本公募と同様の業務内容について、5年以上の実績を有し、現に存する業務を適正に行っている者であること。
- (3) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 国税及び地方税を完納している者であること。
- (5) 暴力団又は暴力団その他暴力的集団の構成員ではない者であること。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者ではないこと。

#### 3 公募要綱の配付

- (1) 日時：平成31年2月14日(木)～平成31年2月28日(木)までの間で、  
行政機関の休日を除く10時00分～12時00分、  
13時00分～16時00分
- (2) 場所：下記6の問合せ先に同じ。

#### 4 応募手続

- (1) 応募書類  
公募要綱に記載する。
- (2) 応募書類の提出
  - ① 提出先  
下記6の問合せ先に同じ。

② 提出方法及び提出期限

ア 持参の場合

平成31年3月7日（木）までの間で、  
行政機関の休日を除く10時00分～12時00分、  
13時00分～16時00分

イ 郵送の場合

平成31年3月7日（木）までに必着

(3) 質疑受付期間

公示日から平成31年3月4日（月）までの間で、  
行政機関の休日を除く10時00分～12時00分、  
13時00分～16時00分

5 応募書類の無効

上記2の応募者の資格のない者が提出した応募書類は無効とする。

6 問合せ先

〒319-0323 茨城県水戸市鯉淵町5930-1

農林水産研修所つくば館水戸ほ場

担 当：調整第3係 宇留野

電 話：029-259-2321

FAX：029-259-2589

E-mail：seiju\_uruno970@maff.go.jp

受付時間：行政機関の休日を除く10時00分～12時00分、  
13時00分～16時00分

7 その他

本公示書に記載なき事項は、公募要綱による。

以上、公告する。

平成31年2月14日

農林水産省農林水産研修所長 知花 正博